

19. マンション共用部の鍵貸与に関する細則

マンション共用部の鍵（以下「鍵」と言う）を外部業者に貸与する場合は以下の通りとする。

（鍵の貸与）

第1条 外部業者でマンション住人のために日常出入りする業者及び各設備の緊急の保守等に出入りしなくてはならない業者に鍵を貸与することができる。
なお、臨時で貸与する必要がある場合は管理員が対応する。

（貸与）

第2条 貸与希望者はあらかじめその理由を明記した書類を提出し理事会の承認を得て鍵を借受ける。

（複製・転貸しの禁止）

第3条 鍵を複製したり、他の業者に転貸ししてはならない。

（鍵の貸与を受けた者の責任）

第4条 鍵の貸与を受けた者は、鍵を紛失した場合は速やかに管理組合に報告するとともに、紛失から生じた損害にかかる費用の全額を負担するものとする。

2 前条に違反して生じた費用も前項と同様とする。

（鍵の返却）

第5条 使用目的が完了次第業者は速やかに鍵を管理組合に返却すること。

（細則の改廃）

第6条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

（発効）

第7条 この細則は平成27年4月1日より発効する。